

【答申の概要】 諮問第197号 特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する異議申立て

件名	特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	他の実施機関で行われた特定の懲戒処分に関する文書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	公安委員会
諮問期日	平成26年10月24日
主な論点	文書の保有の有無

審査会の結論

静岡県公安委員会の決定は、妥当である。

審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のように判断する。

1 本件対象公文書について

実施機関は、「2010年12月17日に静岡県立病院機構が静岡県立こころの医療センターで2010年3月頃からある職員に対してパワーハラスメントが行われたとして、当該加害職員らを懲戒処分にした、と発表した。その事件に関する文書全て」という開示請求に対し、①本件パワーハラスメント事案に関する文書、②本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分に関する文書、③本件パワーハラスメント事案及び本件パワーハラスメント事案に係る懲戒処分の報道発表に関する文書及び④本件パワーハラスメント事案に係る事件に関する文書を特定した上で、それらの文書を保有していないとして非開示決定を行っている。

異議申立人は、①から④以外に文書が存在しないことを示すべきだとするため、この点について検討する。

条例に基づき開示請求を受けた場合、開示請求の対象として特定する公文書の範囲は、開示請求書の記載内容に即して合理的な範囲で幅広くとらえるべきである。

これを本件についてみると、開示請求書の「請求に係る公文書の名称又は内容」欄には具体的な文書名の記載がなく特定の事実に関する文書全てとしているにすぎないが、特定のパワーハラスメント行為が行われた時期及び関係者並びに当該パワーハラスメント行為の関係者に懲戒処分が行われたことなどが明記されていることから、実施機関において、これらの記載内容を基に、上記①から④までの文書を特定したのは、関連する項目単位で幅広く特定したものと認められ、その範囲は合理的なものであったといえる。

2 本件対象公文書の保有の有無について

(1) 実施機関は、本件対象公文書の保有の有無について、以下のとおり説明する。

ア 実施機関には、法の規定により、静岡県警察に対する監察事案の調査指示権が認められているが、それ以外の機関に対する監察事案についての調査指示権が認められているものではない。なお、実施機関は、警察運営を管理する行政機関で、事件について司法警察活動を行う機関ではないが、定例会議において、管内の事件、事故及び災害の発生状況につ

いて警察本部長から報告を受けることとなっている。

イ 本件パワーハラスメント事案は、実施機関が所管する機関以外で発生したものであり、関係者についても他機関の職員であることから、①を作成することはないことに加え、本件パワーハラスメント事案に係る報告を受けた事実もないことから、上記①は存在しない。また、上記②、③についても、同様の理由により、作成又は取得することはない、存在しないことは明らかである。

ウ 実施機関は、事件について司法警察活動を行う機関ではないことから、上記④は作成しない。

エ 実施機関における会議録についても確認したが、静岡県公安委員会文書管理規則第9条で会議録の保存期間は3年とされており、当該パワーハラスメント及び当該懲戒処分が発生した当時の会議録は保存期間が満了して廃棄しているため、当該事案の報告に係る会議録の存在を確認することはできなかった。

- (2) 当審査会において、実施機関における分担事務及び文書の保存期間に係る関係規程の提示を受け確認したところ、実施機関の分担事務及び本件対象公文書の保存期間は実施機関の主張するとおりであり、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はないため、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

なお、異議申立人は、静岡県立病院機構（以下「機構」という。）から開示を受けた文書を示して、諮問庁において何らかの文書を保有しているはずだと主張している。

これは、機構に対する開示請求の結果、静岡県警察の関与について機構側で作成した文書を機構が保有していることが判明しているため、それに対応する公文書を実施機関も保有しているとの趣旨の主張であると解されるが、実施機関の分担事務等を踏まえると、実施機関が本件対象公文書を保有していることを裏付けるものとはいえず、上記判断を覆すに足る事情とは認められない。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。